

ボストンガーデン美川自主協定書 兼チェックシート

令和 年 月 日

申請者：住所

氏名

(種別： 新 築 ・ 改 築)

1. 目的

平成 10 年に旧美川町時代に締結した「ボストンガーデン美川建築協定」から平成 27 年 6 月 1 日に告示された「地区計画」への移行に伴い、良好な住宅環境維持の為「地区計画」と併せて「ボストンガーデン美川自主協定」を策定し、白山市と鹿島平町内会の協働により本地域の良好なまちづくりを推進することを目的とする。

2. 自主協定の方針

区 域	別紙①に定める A 及び B の区域
方 針	緑豊かでゆとりある閑静な住宅地として、敷地の細分化の防止により、低密度な住宅地を維持するため、主として戸建て住宅が立地する地区とする。 また、緑化を推進するため、敷地内の緑化に努めるものとする。

3. 自主協定計画

項 目	内 容	判 定
主道路の設定	主道路とは、敷地が面する道路のうち、建築物の主たる出入口、あるいは建築物に付属した車庫、独立自動車車庫を設け、自動車の出入りする道路とする。 ただし、敷地が角地や前後道路となり、面する道路が 2 方向以上になる場合は 2 以上の道路を主道路とすることもできる。 歩道や緑地付きの道路は、予め設定された乗入口を宅地の出入り口とし、これ以外からの乗入はできない。	適・否
アンテナ	アンテナは、外壁に設置する景観を損なわないデザインアンテナを各自設置するか、ケーブルテレビ（あさがおテレビ）に加入する。 CS 等の用途のアンテナは、建物の外壁面に設置できる。	適・否
建物の配置寸法	物置その他これに類する用途を供し、軒の高さが 2.3m 以下でかつ、床面積の合計が 5.0 m ² 以内の建物は主道路以外の境界線から外壁部までの距離を 0.7m 以上とする。ただし、隣人との話し合いで合意を得た場合は境界線からの距離は特に定めない。 また、建物の主道路に面した側に設置してはならない。	適・否
植栽スペース	主道路に面する幅 1.5m を植栽スペースとし、1.2m 以上 1.5m 以下の生垣と、低木または草花の植栽をする。(2 段植栽でも可) 植栽スペースのうち総延長 7m までは車・人の出入りのため、植栽を省くことができる。2 以上の主道路を設定した場合、それぞれの主道路において総延長 7m の植栽を省くことができる。ただし、やむを得ず 7m を超える場合は最大 8m までとし、超過した距離に見合う生垣等の植栽を背後に設けなければならない。	適・否
植栽	宅地には、シンボルツリーとなる高木を一本以上植栽する。 主道路以外の道路及び緑道、公園等公共施設との境界の囲障は生垣とする。防犯上フェンスを設ける場合も、必ず生垣を設置すること。 シンボルツリーと主道路に面する植栽スペース及び境界囲障の生垣が枯死した場合は、再度植栽につとめる。 石立町及び松本町境界 (B 区域 別紙①参照) から 1m はフェンスのみも認め、水田が日陰にならない等、健全に維持管理するものとする。	適・否
生垣・シンボルツリー等の種類	潮風に強く、住民または農作物に害を与えないものとする。(別紙②参照)	適・否
敷地の囲障	敷地内のその他の囲障はコンクリートブロック塀等の設置を禁止し、生垣の緑化をする事とする。ただし隣接宅地との境界線はフェンスのみも認める。 また、隣接宅地との境界線は隣人との話し合いで合意を得た場合、フェンスは 1 つでも構わない。	適・否
フェンス	フェンスは透過性のあるものとし、高さは 1.5m 以下とする。	適・否

改定①令和 3 年 8 月 20 日

「ボストンガーデン美川自主協定」に適合していることを確認しました。

令和 年 月 日

鹿島平まちづくり運営委員会 委員長

印

「ボストンガーデン美川自主協定書 兼チェックシート」における申請について

名 称：「鹿島平まちづくり運営委員会」

委 員 長： 山 根 英 成

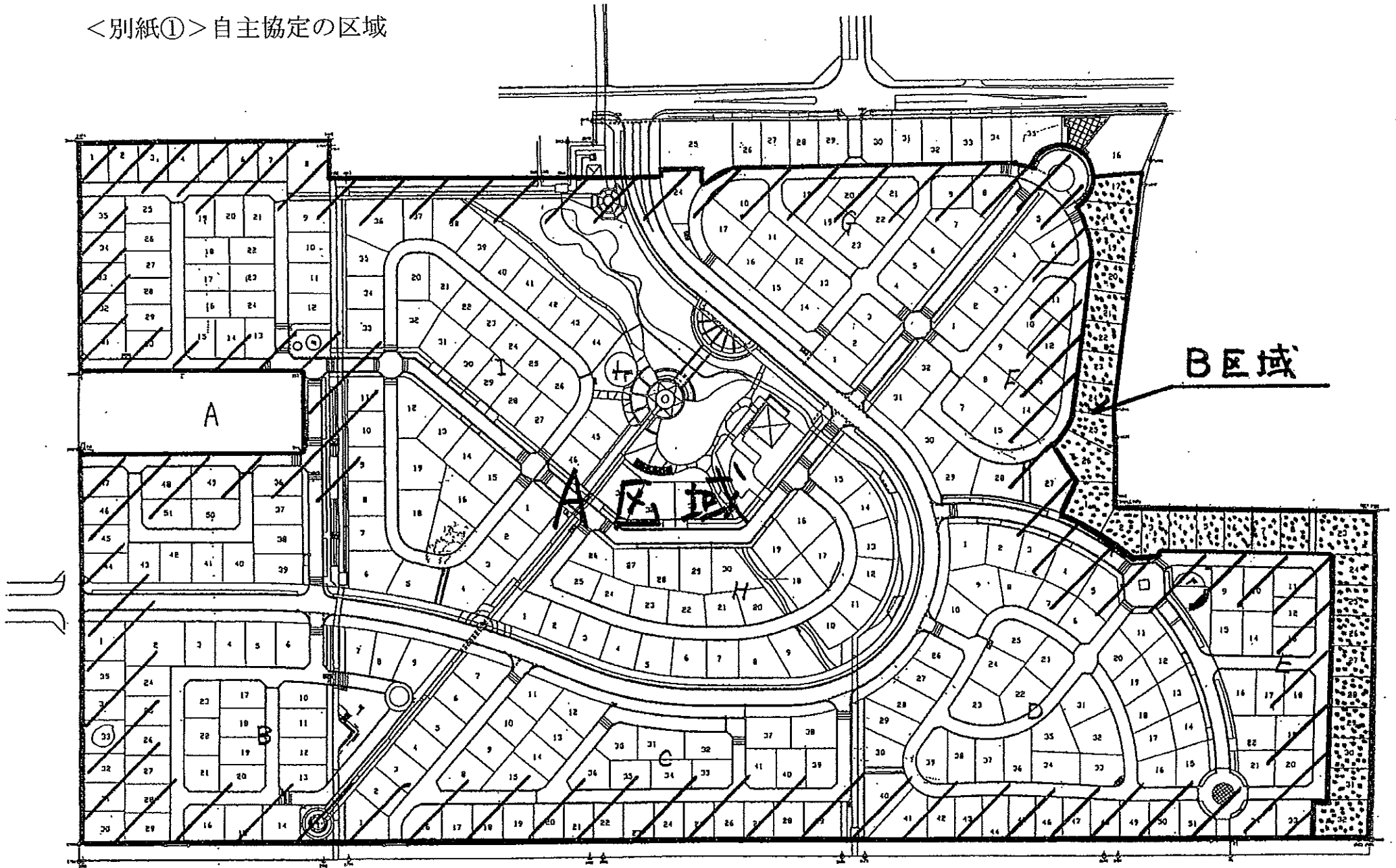
*申請時は、当運営委員会 委員長が受付致します。

【住 所】 白山市鹿島平1-33

【留意事項】

1. この「ボストンガーデン美川自主協定書 兼チェックシート」をダウンロードして申請してください。
2. 「チェックシート」申請時に、新築・改築等の図面も一緒に提出願います。
3. 適合審査に数日要する事があります。
4. 申請やご不明な点は、上記委員長宛てに電話にてお願いします。
(連絡先は白山市都市計画課にお問い合わせください)
5. 地区計画に関しては、白山市都市計画課までお問い合わせください。

<別紙①> 自主協定の区域



<別紙②>

生垣・シンボルツリー等の基本とする樹木

1. 生垣用樹	サザンカ、ツバキ類、ツゲ、キョウチクトウ、ウバメガシ、ヒバ類 サンゴ樹、アカメモチ、ムクゲ、ドウダンツツジ等
2. 高木 (シンボルツリー)	クロマツ、アカマツ、カシ類、クスノキ、モチノキ類、タブノキ、ゲッケイジュ、シイノキ類、モッコク、クロガネモチ、ヒマラヤスギ マキ類、メタセコイヤ、ケヤキ、ニレ類、エンジュ、カツラ、コブシ、モクレン、ヤマボウシ、ハナミズキ類、サルスベリ、カエデ類、ナナカマド、ナツツバキ、ユリノキ、エゴノキ、ハクウンボク、ボダイジュ、エノキ、イチイ、カキ類、ソメイヨシノ、イチョウ、シャラ等
3. 中木	サザンカ、ツバキ類、モクセイ類、マサキ、モチノキ類、カシ類、ヒイラギ類、コノテガシワ、ヒバ類、ウバメガシ、タギョウショウ、ムクゲ、ハナズオウ、モミジ、サンゴジュ、ウメ、ミカン、ヒガンザクラ等
4. 低木	サツキ、ツツジ類、カンツバキ、キョウチクトウ、クチナシ、ゲンショウゲ、トベラ、サカキ類、シャリンバイ、ツゲ、ウメモドキ、アオキ、アベリア、キャラボク、ドウダンツツジ、トサミヅキ、アジサイ、シモツケ、キンシバイ、マンサク、ハクショウゲ、マユミ、ウツギ類、ハギ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョ、コデマリ、ナンテン、ヒサカキ、ナワシログミ等
5. 地被類 (草花類)	芝類、りゅうのひげ、笹類、アイビー、サクラソウ、シバザクラ、フッキソウ、タマリユウ、季節の草花、等

生垣・シンボルツリー等の害を与える樹木

ぜんそく、かぶれ等の原因となるもの	ウルシ、ハゼの木、ブタクサ、プラナタス、セイタカアワダチソウ
毒性のあるもの	ドクウツギ
農作物の病気の媒体となるもの	カイヅカイブキ